

令和6年度
生徒指導規程
呉市立横路中学校

生徒指導重点項目

- ①時を守り ＝ 時間を意識して、見通しをもって行動をとることができる。
- ②場を清め ＝ 身の回りや心を整えることができる
- ③礼を正し ＝ 人との出合いやつながりを大切にすることができる（挨拶ができる。身なりがきちんとできる。）
- ④学びを求める ＝ 将来学び続ける基礎を身に付ける

年 組 番

名前.....

令和6年度呉市立横路中学校 生徒指導規程

第1章 総則

この規程は、呉市立横路中学校で学校教育を受ける生徒の人格の完成と健やかな成長を願い、義務教育終了までの見通しを持った指導について、共通認識・共通実践を図るためのものである。

(目的)

第1条 この規程は、呉市立横路中学校の学校教育目標を達成するためのものであり、生徒が自主的・自律的に充実した学校生活を送るという観点から必要な事項を定めるものである。

第2章 学校生活に関すること

(登下校)

第2条 登下校については、次のことを指導する。
自宅を出て、自宅に帰るまでを学校の教育活動とする。社会の一員として、道路交通法及びマナーを守り、登下校をする。

(1) 徒歩通学

歩道のマナーを守り登下校を行う。

(2) 自転車通学

- ①自転車通学は、許可された地域の生徒に限る。
- ②自転車通学の登録をし、学校の許可を受ける。
- ③ヘルメットを着用し、あごひもをしめる。
- ④通学自転車は、次の条件を満たすものとする。
 - ・ライトが点灯する。
 - ・反射板が2か所以上についている。
 - ・荷物を入れるかごが装着されている。
 - ・安全なハンドル（ドロップハンドルや変形ハンドルでないもの）である。
 - ・安全確保の面から、両足が地面に着いたサドルの高さに調整する。
- ⑤自転車は、自転車置き場の定められた位置に停め鍵をかける。
- ⑥マナーや交通法規を守る。
- ⑦ロードスポーツバイク、マウンテンバイク、折りたたみ式バイクなどは安全面より使用しないこと。
- ⑧ヘルメットの未着用、2人乗り、改造自転車等、自転車通学許可違反については、許可を取り消すことがある。

(登校・遅刻・欠席・早退・外出)

第3条 登校・遅刻・欠席・早退については、次のことを指導し、望ましい生活習慣づくりをするために、登下校等に関する規程を定める。

- (1) 始業時刻は、8：25（8：20には教室の自席に着席しておく）。

- (2) 完全下校時刻は、以下次の通りとする。

（夏時間） 18時00分（17時40分活動終了）
卒業式～10月の新人大会まで

（秋時間） 17時40分（17時20分活動終了）
10月の新人大会～11月の大会まで

（冬時間） 17時20分（17時活動終了）
11月の大会～卒業式まで

- (3) 欠席および遅刻は7：30～8：10に、保護者が学校に連絡する。また、遅刻して登校した場合は、職員室で遅刻理由等を報告し、遅刻連絡票をもらって授業を行っている教室に行き、担当教諭に提出する。
- (4) 事前にわかっている早退は、事前に保護者が理由、時間、早退時の下校方法（送迎する人や下校手段等）を学校に連絡する。
- (5) 登校したら、原則校外には出ない。

(頭髪)

第4条 頭髪については、次のことを指導する。学習活動や運動等の教育活動に妨げとならない清潔かつ自然な髪型や長さとする。改善が見られない場合、特別な指導を行う。

- (1) 不自然な髪型（パーマ、そり込み、一部を極端に伸ばしたり切ったりしない。バランスの取れていない髪型等）にしないこと。
- (2) 染色・脱色・着毛をしないこと、整髪料をつけないこと、パーマ、カールにしないこと。
- (3) 前髪は目にかからず眉毛が見えること。横、後ろ髪が長く結ぶ場合は、耳より下とし、頭の後ろで二つか一つにまとめること。ヘアピン、ゴムの色は、黒か紺とする。ヘアバンド、華美または不自然な髪止めは不可とする。
- (4) 保健上の都合等で上記の規程にできない場合は、保護者を通して担任に届け出て学校の許可を得る。

(化粧・装飾・装身具・不要物)

第5条 化粧・装飾・装身具・不要物については、次のことを指導する。

- (1) 口紅（色つきや匂いつきリップクリームを含む）、マスカラ等の化粧類をしない。
- (2) マニキュア等、爪や身体への装飾をしない。
- (3) ピアス・指輪・ネックレス・ブレスレット・サングラス・カラーコンタクト・ミサंगा・帽子（体育、部活動で認められた帽子については可）などの装身具をつけない。
- (4) まゆ毛は剃り落としを含め、つつかない。またまつ毛の加工をしない。

- (5) 日焼け止めは、「無香料」「無着色」のもの、制汗シート、制汗スプレーは、「無香料」のものを使用する。
- (6) 携帯電話や情報通信機器、カメラ、ゲーム類、マンガ、化粧品、お菓子、装飾品、カッターナイフ等の危険物、その他学校での学習活動に必要でないものは、持参しない。違反があった場合、学校で預かり保護者に返す。また特別な指導を行う場合もある。

(持ち物・身なり等)

第6条 制服等、身なりについては、次のことを指導する。校内外の学習活動及び登下校時は、学校が定める制服（服装）を正しく着用する。休日や忘れ物を取りに来る場合も制服または本校指定体操服を着用する。ただし、部活動の朝練習および部活動終了後、登下校の服装は体操服または部活動の服装でもよい。

(1) 制服

①夏季

カッターシャツもしくは、ポロシャツ、スラックス、スカート。指定ベスト着用可。

②冬季

黒の「標準型」の学生服、黒か紺のスーツ、スラックス、スカート、カッターシャツ。

③制服のボタンは全部留める。

④服装の移行期間は特に設けず、各自で調節する。儀式の際は、上着を着用する。

(2) シャツ

①学校指定のカッターシャツ、またはポロシャツを着用し、左胸に名札を付ける。ただし、ポロシャツで名前が刺繍されているものは、名札を付けなくてもよい。

②カッターシャツの裾は、スラックス・スカートの中に入れること。

③袖口のボタンについても留めること。（暑くて袖口を開ける場合は、肘が見えるまで折りたたむこと。）

④学校の指定シャツの下には、衛生面、健康面を含めて、必ず下着を着用する。透ける場合は、下着の色は白、黒、紺、グレー、ベージュで無地のものに限る。ただし、部活動のTシャツ、体操服は禁止とする。

(3) スラックス・スカート

①スラックス

着用する場合は、ベルト（色は黒とし、金具等の華美な装飾品がついたものについては禁止）を必ず着用する。腰パン（ズボンをずらした着こなし）や裾擦り、変形等は禁止とする。

②スカート

指定のスカートを着用する。スカート丈は、膝（膝蓋骨）が隠れる長さとする。

(4) 靴下

靴下は白、黒とする。スニーカーソックス（くるぶしが出るもの）、ルーズソックス、色柄の入っているものは、禁止とする。

(5) 通学靴

白のひも靴とし、安全のため厚底やハイカットは不可。必ず記名し、落書きをしない。

(6) 上履き・体育館シューズ

①学校指定のものを使用する。

②必ずかかとに記名し、落書きをしない。

③体育館シューズは体育館フロアのみで使用する。

(7) 名札

左胸に付ける。校内では必ず着用する。

（ポロシャツで、名前入りの場合は必要ない。）

(8) セーター・ベスト

①上着の下にはVネックのセーターを着用してもよい。ただし、セーターの色は、黒、紺色とする。カーディガンの着用は認めない。

②教室外では、上着を脱いでセーターだけで生活することはできない。

③夏期のベストは、学校指定のもので健康面を考慮し着用してもよい。

(9) 手袋・マフラー・ネックウォーマー

冬期の登下校で着用してもよい。耳当て・ニット帽は不可。また、タイツを着用してもよい。色は黒とする。80デニール以上。

(10) 防寒着について

学校指定の防寒着は、儀式以外で着用してもよい。制服の場合は上着を、体操服の場合はジャージを着用してから着ること。

(11) 体操服

①体操服は、必ず裾^{すそ}をズボンに入れる。ズボンには、腰骨より上にあげる。

②既定の服装にできない場合は、保護者より担任に申し出て学校の許可を得る。違反があった場合は、特別な指導を行う。

③部活動の練習・遠征においてもこの規程に準ずる。ただし、特定の部活動特有の練習着を除く。

(12) 持ち物について（学習用具など）

①自分の持ち物には、必ず記名する。

②カバンは学校指定バッグを使用する。また、落書きをしたり、飾り（キーホルダー・シール等）をつけたりない。

- ③校外での行事においても、学校指定バッグを使用する。
- ④飲み物として、水筒にお茶または水、スポーツドリンクを入れ持参してもよい。また、ペットボトルを使用する場合は、カバー等をし、他人の物と区別する。空き容器は、家に持ち帰る。

(校内の生活)

第7条 校内の生活については、次のことを指導する。

(1) 授業

- ①時間（着ベル・黙想）を守る。
- ②授業時のあいさつ、返事を大切にし、丁寧な言葉づかいをする。
授業開始の号令は、次のように行う。
「起立」⇒「気を付け」⇒「今から〇〇の授業を始めます」⇒「(はい)」⇒「礼」⇒「(お願いします)」⇒「着席」一言二礼を行う。
授業終了の号令は、次のように行う。
「起立」⇒「気を付け」⇒「これで〇〇の授業を終わります」⇒「(はい)」⇒「礼」⇒「(ありがとうございました)」一言二礼を行う。
- ③授業の「めあて」を確実に知り、何をする時間なのかを意識して受ける。
- ④発表は手を挙げて指名されてからおこなう。
- ⑤最後まで集中し、私語や落書き、寝ることはしない。

(2) 休憩時間

- ①特別教室、体育館、及び他のクラスの教室には、勝手に入らない。
- ②他学年の階には行かない。
- ③廊下等で走らない。
- ④学校の施設や道具、草花や樹木を大切にする。
- ⑤整理整頓をする。（靴箱、机、ロッカー、掃除道具入れ、掲示物等）
- ⑥次の授業の準備をしてから休憩する。

(3) 保健室の利用

- ①体調がすぐれない場合、保健室を利用することができる。利用時間は、1日1回限りとし、体調の回復が見込めない時は、学校から保護者に連絡をする。また体調不良により保健室で1時間休養した場合については、健康面の配慮から部活動に、参加できない。
- ②度重なる保健室の利用がある場合、保護者に連絡をし、医療機関への受診を勧める。

(4) 昼食

昼食は、自分の教室の自分の席でとり、決められた時間までは教室の自席で待機する。

(5) 掃除

- ①掃除は、学校の環境を整える教育活動の1つとして取り組む。
- ②時間いっぱい無言で掃除をする。

(6) 教育相談

生徒・保護者は相談したいことがある場合、スクールカウンセラーを利用できる。

(7) 諸届け

【保護者を通じて学校へ届け出るもの】

- ①欠席・遅刻をする場合学校への連絡は、7：30～8：10に保護者が電話で行う。
- ②事前に早退することがわかっている場合の連絡は、電話・連絡帳を使って行う。
- ③学割などの証明書の必要な場合の連絡は、電話・連絡帳などを使って行う。

【本人が届け出るもの】

- ①施設・校具・窓ガラスなどを破損した場合。
- ②所持品や金品を紛失した場合や拾得した場合。
- ③登校後何らかの理由で早退または校外に出る必要が生じた場合。

(8) 部活動

- ①各部活動には積極的に参加し、欠席・遅刻・早退などは、活動の開始までに顧問に申し出る。
- ②部活動での遠征についても、この生徒指導規程に準じて活動する。
- ③試験期間中は、原則、部活動は停止する。

(9) その他

- ①学校内の施設や設備を破損した場合や破損した施設や設備を発見した時は、職員室に届け出る。破損については、原則、実費弁償とする。場合によっては、関係機関と連携する。
- ②校外で行われる学校の教育活動（部活動の遠征、行事および修学旅行を含む校外活動など）においても、この規程通りとする。
- ③卒業生や部外者の学校内への無断立入りは禁止する。用事のある場合は、職員室へ連絡する。無断で学校の敷地内に入り、指導に従わず、校外に移動しない場合、関係機関と連携する。

第3章 校外での生活に関すること

この章は、保護者責任の観点から、その指導内容も記載する。本章の内容は、学校・家庭・関係機関と連携を取り指導する。同一指導を繰り返す生徒の場合は特別な指導を行う。

(校外の生活)

第8条 校外での心得については、次のことを指導する。

- (1) 外出の場合は、行き先・帰宅時間・同行者を家族に伝えておく。
- (2) 生徒だけで市外に出ない。
- (3) 生徒だけでゲームセンター・カラオケボックス・インターネットカフェ・ボーリング場・マンガ喫茶・ビデオ取扱店・映画館・飲食店等、遊技場（ゲームコーナーも含む）に入店しない。
- (4) 危険な物や有害な物、特に有害玩具（エアガン等）や刃物類を購入したり使用したりしない。
- (5) 小学校、図書館など公共施設は、許可を得てマナーよく使用する。
- (6) 生徒だけの外泊や夜間徘徊を禁止する。
保護者は、広島県青少年育成条例により、娯楽施設の利用にあたっては、同伴の場合であっても、夜間の利用はしないようにする。
- (7) 情報通信機器
本校では、学校への携帯電話等の持込を禁止している。また情報通信機器について保護者は、家庭でのルールづくりや、フィルタリングに努め、子どもの利用状況を把握する。
- (8) 酒タバコの購入
酒タバコを生徒に購入させないようにする。
- (9) 危険箇所への立入り
立入り禁止箇所や池等に生徒を立入らせない。
- (10) 交通違反
生徒が道路交通法に違反しないよう指導する。
- (11) 虐待やネグレクト（育児放棄）
虐待やネグレクトが疑われる場合は、学校から関係機関に通告する。
- (12) 家出・行方不明
場合によっては保護者に警察に届けてもらうよう働きかける。

第4章 特別な指導に関すること (特別な指導)

「社会で許されないことは、学校においても許されない。」との認識に基づき、生徒が校内および校外で問題行動を起こした場合には自分を振り返らせ、よりよい学校生活を送るために指導する。

(問題行動への特別な指導)

第9条 問題行動に対し、教育上必要と認められる場合は、次の段階によって特別な指導を行う。指導にあたっては、個々の状況を配慮する。

第1段階—本人への説諭、事実・反省・宣誓の文章の作成および保護者との連携【家庭連携】

第2段階—第1段階の指導を踏まえた保護者との連携【保護者に来校を求め対応】

第3段階—第2段階までの指導を踏まえた学校からの懲戒【個別指導】

各段階指導の途中で問題行動を起こした場合は、その段階の次の段階の指導を行う。

(1) 第1段階「家庭連携」

次の行為があった場合、第1段階以上の指導を行う。

- ①服装規程違反が繰り返される場合
- ②授業中の態度に問題がある場合
- ③不要物を持ち込んだ場合
- ④人としてマナーに反する言動を行った場合
- ⑤道路交通法違反および通学違反をした場合
- ⑥その他、学校が教育上指導を必要とすると判断した行為

(2) 第2段階「保護者に来校を求め対応」

次の行為があった場合、第2段階以上の指導を行う。

- ①第1段階の指導で改善ができない場合
- ②不要物持ち込みのうち、危険物や授業の妨げになるものを故意に持参・使用した場合（携帯電話等を含む）
- ③携帯電話等やインターネットにより他人を誹謗中傷したり、不正な利用をした場合
- ④登校後の無断外出・早退
- ⑤試験における不正行為
- ⑥金品等の貸し借り、個人間物品売買
- ⑦道路交通法違反のうち程度の重いもの
- ⑧その他、学校が教育上指導を必要とすると判断した行為

(3) 第3段階「個別指導」

次の行為があった場合、第3段階の指導や警察等関係機関との連携を行う。

- ①第2段階の指導で改善が見られない場合
- ②暴力行為（対教師、生徒間、対人、器物破損、物に当たる）
- ③飲酒・喫煙及び準備行為（購入、所持）
- ④いじめに加わっている場合
- ⑤指導に従わない場合（指導無視、暴言）
- ⑥無断外泊、家出及び深夜徘徊
- ⑦金品強要
- ⑧無断アルバイト
- ⑨暴走族等への加入及び参加
- ⑩不健全娯楽や不純異性交遊
- ⑪その他、学校が教育上指導を必要とすると判断した行為
- ⑫その他、法令・法規に違反する行為

(第3段階「個別指導」)

第10条 特別な指導のうち「第3段階 個別指導」については、次の通りとする。期間は、概ね1日から5日間とする。ただし、問題行動の程度や繰り返し等により指導期間を変更することがある。

(1) 学校生活振り返り指導

第3段階は(2)-①の指導、および(2)のいずれかを合わせて行う。授業中の態度などに課題がある場合は、第1、第2段階においても生活記録ファイルによる個別指導を行うことがある。

(2) 方法

①個別指導の別室で振り返りや教科学習を行う。

②生活記録ファイルによる個別指導授業中および家庭での過ごし方を日誌につけ、学校、保護者が連携をもつ。

③教育相談と振り返り指導を複合した指導、スクールカウンセラー等との教育相談と個別指導を並行して行う。

(個別指導の実施)

第11条 個別指導の実施は、原則として学校内個別指導とする。

(1) 個別指導期間中にある定期試験等は別室で受験する。

(2) 個別指導期間中にある学校行事や部活動および部活動の公式大会へは、原則不参加とする。

(特別な指導を実施するにあたって)

第12条 特別な指導は、生徒が自ら起こした問題行動を反省させ、よりよい学校生活を送り、人格の形成を行うためのものである。この観点から、実施にあたっては、次の事項について明確にする。

(1) 特別な指導のねらいや期間、指導計画を明確にし、生徒・保護者に伝える。

(2) 特別な指導を行う場所は生徒の落ち着ける場として別室を利用する。

(3) 特別な指導は、学校体制として取り組み、事実の確認、反省(振り返り)、再発防止の為に具体的な約束や展望を持たせる。またこの機会に学力の補充を行う。

(4) 指導記録を残す。

(5) 法令・法規に違反する行為・いじめ・暴力行為(器物破損を含む)を繰り返す場合及び繰り返し指導しても改善が見られない場合、市教委・警察・こども家庭センターなどの諸機関と連携をとる。

(6) 反省指導は、目的を明確にして短期間で行う。(目安となる日数を第10条に明記)また、生徒の発達の段階も考慮して効果的に行う。

(規程の周知)

第13条 生徒指導規程は学級における指導や、生徒を対象とする全校集会・保護者を対象とする入学説明会・PTA 総会・懇談会などで説明し、ホームページで公開する。

(規程の施行)

この規程は、令和6年4月1日より施行する。